

目次

序 知的財産権としての著作権 1

一 知的財産権とは 1

二 無体財産権と工業所有権 1

(一) 著作権と工業所有権 1

(二) 工業所有権四法 2

三 創作法と標識法 2

(一) 保護の対象は創作か標識か 2

(二) まね(模倣)、にせ(虚偽表示)、タダ乗り(フリーライド) 3

四 著作権法の性格 4

(一) 科学、技術の求心性 4

(二) 伝統的著作物の遠心性 4

五 著作権法の変容 5

(一) 技術保護法としての著作権法 5

(二) 著作権法によるプログラムの保護 5

(三) 著作権法の便宜的使用 6

(四) 解釈論による絞りの必要性 6

(五) 表現の背後にあるアイデアまで著作権で保護されるか 7

(六) ソフトウェアのインターフェース部分の保護 8

(七) 公共財としての性格 8

第一章 著作権および著作権法の特徴……………10

一 著作権および著作権法の特徴……………10

(一) 著作者人格権の存在 10

(二) 準物権Ⅱ独占権の付与 10

(三) 並存可能なこと（偶然的暗合、独自著作の抗弁、著作権独立の原則） 11

(四) 差止請求権の存在 11

(五) 刑事罰の存在 11

(六) 無方式主義 12

(七) 保護範囲の不明確性 12

(八) 長期の保護期間 12

(九) 頻繁な法改正 13

二	著作権法の使命および目的	13
三	著作権法の構成ならびに許諾権および報酬請求権をめぐる論議	14
(一)	許諾権としての著作財産権	14
(二)	許諾権と報酬請求権	14
(三)	コピー問題と出版者の権利	15
(四)	当初許諾権で後に報酬請求権に転化する一例―貸与権	16
四	著作権法をめぐる今日の課題	17
(一)	科学技術の発達に伴う著作権法の基本的枠組の破綻	17
(二)	新しい創作物の出現、コンピュータ創作物の権利主体および報酬請求権	17
(三)	デジタル化・ネットワーク化の進展によって生じた諸課題	18
第二章	著作権法の制定、改正および著作権関係条約	19
一	著作権法の制定	19
二	著作権法の改正	19
三	著作権関係条約	20
(一)	条約の意味および国内法的効力	20
(二)	ベルヌ条約と万国著作権条約	20
(三)	わが国がすでに加入している条約	21
(四)	わが国が未だ加入していない条約	21

第三章 著作物……

一 著作物とは何か……

- (一) 思想または感情の表現であること 23
- (二) 表現に創作性があること 24
- (三) 外部に表現されていること 27
- (四) 表現が文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること 28

二 著作物の例示（二〇条一項）……

- (一) 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物（一号） 28
- (二) 音楽の著作物（二号） 28
- (三) 舞踊または無言劇の著作物（三号） 28
- (四) 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物（四号） 29
- (五) 建築の著作物（五号） 38
- (六) 地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物（六号） 38
- (七) 映画の著作物（七号） 40
- (八) 写真の著作物（八号） 40
- (九) プログラムの著作物（九号） 41

三 二次的著作物……

(一) 意義 48

(二) 判例 50

(三) 同一性保持権 51

四 編集著作物

(一) 意義 51

(二) 編集著作権者についての判例 52

(三) 編集著作物についての判例 54

五 データベースの著作物

(一) 意義 56

(二) 検索可能なこと 57

(三) 個々の情報は著作物でなくてもよい 57

(四) 二条一項一〇号の三と一二条の二の関係 57

(五) データベースの一部複製 58

(六) データベースの公表時期 58

六 共同著作物

(一) 意義 59

(二) 共同著作物の場合の著作者人格権の行使 59

59

56

51

- (三) 共同著作物の場合の著作財産権の行使 60
- (四) 判例 60

七 権利の目的とならない著作物

- (一) 憲法その他の法令等 64
- (二) 雑報および時事の報道 65

八 保護を受ける著作物

- (一) 日本国民の著作物 67
- (二) 最初に国内において発行された著作物 67
- (三) 条約によりわが国が保護義務を負う著作物 68

九 無保護のもの

- (一) 版面権 68
- (二) タイプフェイス 69
- (三) 古美術等 71
- (四) ドレスデザイン 73
- (五) 題号(タイトル)、題名 73
- (六) 復(覆)刻版 75
- (七) 標語、キャッチフレーズ、スローガン 76
- (八) 生け花、料理 77

68

67

64

(九) 装丁、ブックデザイン、レイアウトデザイン（割付） 77

第四章 著作権者……………78

一 著作者と著作権者……………78

(一) 著作者と著作権者が同一人でない場合 78

(二) 著作者が存しなくなった後の著作者人格権の保護 78

(三) 指示や助言をした者は著作者となるか 79

二 著作権の譲渡と著作者人格権……………80

(一) 著作者人格権の一身専属性 80

(二) プログラムの改変ならびに同一性保持権の不行使特約および第三者効 80

三 著作者の推定……………81

四 法人（職務）著作……………82

(一) 意義 82

(二) 要件 82

(三) 法人著作と著作者人格権 83

五 映画の著作者と著作権者……………84

(一) 映画の著作権は映画製作者に帰属する 84

(二) 映画の著作物の公表権 85

第五章 著作者の権利……………87

一 著作者の権利……………87

二 著作者人格権……………87

(一) 公表権(一八条) 87

(二) 氏名表示権(一九条) 88

(三) 同一性保持権(二〇条) 89

(四) 名誉・声望保持権(二三条三項) 91

三 著作財産権……………93

(一) 権利の束 93

(二) 複製権(二一条) 93

(三) 上演権、演奏権(二二条) 105

(四) 放送権、有線送信権(二三条) 106

(五) 口述権(二四条) 106

(六) 展示権(二五条) 106

(七) 上映権、頒布権(二六条) 107

(八) 貸与権(二六条の二) 108

(九) 翻訳権、翻案権等(二七条) 110

四 保護期間……………111

- (一) 実名の著作物……………111
- (二) 無名または変名の著作物……………111
- (三) 団体名義の著作物……………111
- (四) 映画の著作物……………111
- (五) 写真の著作物……………111
- (六) 継続的刊行物等の公表の時……………111
- (七) 外国の著作物の保護期間……………112

第六章 著作物の利用……………114

一 許諾権……………114

二 著作権処理……………114

- (一) わが国で保護される著作物かどうかのチェック……………115
 - (二) 当該著作物が未だ著作権の保護期間内にあるかどうかのチェック……………115
 - (三) 三〇条から五〇条までの自由利用のいずれかの規定にあたるかどうかのチェック……………115
 - (四) 著作権者を調べ利用の許諾を得ること……………115
- 三 自由利用……………116
- (一) 私的使用のための複製(三〇条一項)……………116

- (二) 図書館等における複製 (三一条) 117
- (三) 引用 (三二条) 118
- (四) 教科書への掲載 (三三条) 120
- (五) 学校教育番組の放送等 (三四条) 121
- (六) 学校その他の教育機関における複製 (三五条) 121
- (七) 試験問題としての複製 (三六条) 122
- (八) 点字による複製等 (三七条) 123
- (九) 非営利目的での上演、演奏等 (三八条) 124
- (一〇) 時事問題に関する論説の転載等 (三九条) 124
- (一一) 政治上の演説等の利用 (四〇条) 125
- (一二) 時事の事件の報道のための利用 (四一条) 125
- (一三) 裁判手続等における複製 (四二条) 125
- (一四) 放送等のための一時的固定 (四四条) 126
- (一五) 美術の著作物の所有者による展示 (四五条) 126
- (一六) 公開の美術の著作物等の利用 (四六条) 127
- (一七) 展覧会のカタログ等への掲載 (四七条) 127
- (一八) プログラム著作物の複製物の所有者による複製等 (四七条の二) 128

第七章 設定出版権

一 出版に関する契約諸類型

(一) 本を出版することの意味 129

(二) 本の出版に関する四種類の法形式 130

(三) 四類型の効力比較 130

(四) 著作物の紙媒体以外による利用態様 131

(五) 第三者たる二次出版者との関係—対抗問題 132

二 出版権設定契約

(一) 設定の意味 133

(二) 出版権者の権利義務 135

(三) 著作権者の権利義務 136

(四) 設定の方法 137

(五) 使用料およびその支払い方式 138

(六) 終了 140

三 設定出版権についての若干の考察

(一) 出版権と複製権の関係 141

(二) 出版物の一部のみが複製されたときに設定出版権を根拠に侵害物全体の差止請求ができるか 142

141

133

129

129

(三) 出版権を分割して設定することができるか 142

(四) 雑誌についても出版権を設定できるか 144

(五) 出版権を設定した著作権者は自ら出版の差止請求権を行使しうるか 145

(六) 設定出版権の許諾は可能か 145

四 電子出版 149

(一) 電子出版とは 149

(二) 電子編集 150

(三) 電子メディア 152

第八章 著作権の変動 163

一 著作権の全部または一部譲渡 163

二 出版権の設定 163

三 著作物の利用許諾 164

(一) 意義 164

(二) ライセンスは差止および損害賠償を請求しうるか 164

(三) 著作物の放送または有線放送についての利用の許諾 165

四 文化庁長官の裁定による著作物の利用 165

(一) 著作権者不明等の場合における著作物の利用 165

(二) 著作物の放送および商業用レコードへの録音の場合	165
五 担保権の設定	166
六 登録	166
(一) 権利の移転等の登録（対抗要件としての登録）	166
(二) 実名の登録	166
(三) 第一発行年月日の登録および第一公表年月日の登録	167
(四) 創作年月日の登録	167
(五) 著作権における登録の意味	167
七 著作権の消滅	168
(一) 死亡または解散	168
(二) 映画の著作物の場合の特例	168
第九章 著作権隣接権	169
一 著作権隣接権の意義	169
二 隣接権条約の成立およびわが国の加入	169
三 無方式主義および著作権との関係	170
四 著作権隣接権と著作者人格権	170
五 実演家の権利	171

(一) 実演および実演家とは 171

(二) 録音権および録画権 171

(三) 放送権および有線送信権 172

(四) 商業用レコードの二次使用料を受ける権利 173

(五) 貸与権等 174

(六) 保護を受ける実演 175

六 レコード製作者の権利

(一) レコードおよびレコード製作者とは 175

(二) 複製権 176

(三) 商業用レコードの二次使用料を受ける権利 176

(四) 貸与権等 176

(五) 保護を受けるレコード(八条) 177

七 放送事業者の権利

(一) 放送および放送事業者とは 177

(二) 複製権 178

(三) 再放送権および有線放送権 178

(四) テレビジョン放送の伝達権 179

(五) 保護を受ける放送(九条) 179

八 有線放送事業者の権利 179

(一) 有線放送および有線放送事業者とは 179

(二) 複製権 180

(三) 放送権および再有線放送権 180

(四) 有線テレビジョン放送の伝達権 180

(五) 保護を受ける有線放送（九条の二） 180

九 保護期間（一〇一条） 181

第二〇章 私的録音録画補償金制度の創設 182

一 総説 182

二 創設の背景 182

三 制度の概要 183

第一章 著作権の侵害 186

一 民事上の請求 186

(一) 本訴と仮処分 186

(二) 侵害行為の差止請求 187

(三) 損害賠償の請求 189

(四)	人格権侵害に対する慰謝料	195
(五)	相当因果関係にある弁護士費用	195
(六)	不当利得の返還請求	196
(七)	名誉回復等の措置の請求	196
(八)	侵害とみなす行為	197
(九)	著作財産権と著作者人格権との関係（訴訟物の個数）	199
二	刑事上の請求（罰則）	200
第二章	権利の集中的処理機構	201
一	総説	201
(一)	著作権処理の必要性	201
(二)	権利者側の視点	201
(三)	利用者側の視点	201
(四)	マルチメディア・ソフトの場合（デジタル化による情報独占の困難性）	202
(五)	権利の集中的処理機構の必要性	203
二	私的録音補償金管理協会	203
三	商業用レコードの二次使用料徴収のための指定管理団体	203
四	仲介業務法に基づく仲介業務団体	204

- (三) 既存の素材を利用して作成されたコンピュータ創作物の評価 219
- (四) コンピュータ創作物に係る著作権法改正の必要性 219

第一四章 マルチメディアと著作権 220

一 マルチメディアとは 220

- (一) コンピュータを中心とした電子メディアによる文字、音、映像の
同一信号への変換処理（デジタル化）技術の発達 220

- (二) メモリ素子、高速MPU、大容量小型記憶装置、データ圧縮技術等
の情報処理技術の進歩および低価格化 221

- (三) 情報通信技術の発達、高度化 221

- (四) (三)に基づく情報通信ネットワークの整備 221

二 情報スーパーハイウェイ（NIIおよびGII）構想 221

- (一) インフラの整備 221

- (二) ネットワークの整備 221

- (三) データベースの共有化 221

三 生起しうる著作権法上等の問題点 222

- (一) マルチメディア・ソフト自体の著作物性 222

- (二) 無断複製、無断利用による著作権侵害の容易性 222

五 日本複写権センター……………204

(一) 西ドイツ方式……………204

(二) 複写権センター(RRO)方式……………204

(三) 出版者の権利……………205

(四) 日本複写権センター(JRRC)……………209

第二三章 コンピュータ創作物に関する著作権法上の諸問題……………215

一 著作権審議会第九小委員会(コンピュータ創作物関係)報告書……………215

二 コンピュータ創作物とは……………215

三 コンピュータ創作物の実態と現状……………215

(一) コンピュータ・グラフィックス……………215

(二) 機械翻訳……………216

(三) コンピュータ作曲……………216

(四) プログラム自動作成……………216

(五) データベース自動作成……………217

四 著作権法上の問題……………217

(一) コンピュータ創作物の著作物性……………217

(二) コンピュータ創作物の著作権者の決定および作成過程に参与した者の評価……………218

(三)	無断改変による著作者人格権（同一性保持権）侵害の容易性	223
(四)	著作権処理の困難性ならびにこれに要する時間および費用のロス	223
(五)	編集、加工、共同作業により共同著作物が成立した場合の不自由性	223
(六)	共同著作物の権利者の特定困難	224
(七)	権利者か利用者かの判別困難	224
(八)	原著作物の権利者の著作権が及ぶ範囲	224
(九)	プライバシー保護の問題	225
(一〇)	公序良俗等倫理上の問題	225
四	考えられる解決策	225
(一)	集中的権利処理機構の創設	225
(二)	SOFTWARE ENVELOPE なる手法の開発	226
(三)	同一性保持権の不行使特約および第三者効の合意および立法化	226
(四)	共同著作物の利用（共有著作権の行使）に関する事前の同意	226
(五)	共同著作物の権利者の特定に関する合意	227
(六)	秘密保持義務	227
(七)	情報提供者の参加排除および抑制	227
五	著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告書	227
(一)	総説	227

(二)	マルチメディア・ソフトの著作物性	228
(三)	マルチメディア・ソフトに係る権利の帰属	228
(四)	情報をデジタルデータ化した者および有線送信事業者の評価	229
(五)	マルチメディア・ソフトの利用に係る権利の内容	229
(六)	マルチメディア・ソフトの利用に係る権利の制限	229
六	著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告……………	229
【付録】		230

(一) 総説 230

(二) 具体的な検討事項 231

(三) 今後の取扱い 237

囲み記事

ソフトハウスとの契約 85

出版者の発行（過失）責任についての判例 156

紙型等の所有権の帰属についての判例 158

PL法と出版社の責任 237

デジタル化権 238

出版契約書

判例索引

事項索引

